臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業について

1 趣旨

低所得者に対し、平成26年4月の消費税率引き上げ(5→8%)に伴う2年半分(平成29年4月~平成31年9月)の食費支出額増加分を臨時福祉給付金として支給する。

2 概要

(1) 支給対象者

平成28年1月1日現在で西東京市に住民登録があり、市民税(均等割)が課税されていない者。ただし、市民税(均等割)が課税されている者の扶養等、生活保護の被保護者等を除く。

(2) 支給額

支給対象者1人につき 15,000円

(3) 対象者数の見込み

31,500 人程度

(4) 受付期間

平成29年3月1日から平成29年6月30日まで

(5) 支給方法

支給要件に該当すると見込まれる住民に申請書を送付し、原則として郵送により申請を受け付ける。市は申請に基づき支給の可否について審査し、口座振込により支給する。

<u>3 スケジュール</u>

2月下旬 申請書郵送

3月~6月 申請受付 田無庁分舎(イングビル)及び保谷庁舎1階

4月下旬 第1回支給(5・6・7・8月、計5回支給予定))

4 周知方法

市報平成29年2月15日号から各号、ホームページ、はなバスへのステッカー掲示及び公共施設でのポスター掲示により周知する。